

低入札価格調査基準の算入率・範囲の改定について

国土交通省が発注する業務における低入札価格調査基準の算入率・範囲を、令和 6 年度より以下のとおり改定します。（※詳細は別紙の通り。）
これにより、業務のさらなる品質確保等に繋がると考えています。

【改定項目】

業務の低入札価格調査基準

<測量>

- ・低入札価格調査基準の算定に使用する諸経費の算入率を 0.48 から 0.50 へ改定します。

<地質>

- ・低入札価格調査基準の算定に使用する諸経費の算入率を 0.48 から 0.50 へ改定します。

<設計>

- ・低入札価格調査基準の算定に使用する一般管理費等の算入率を 0.48 から 0.50 へ改定します。
- ・低入札価格調査基準の範囲を 0.60～0.80 から 0.60～0.81 に改定します。

<補償コンサルタント>

- ・低入札価格調査基準の算定に使用する一般管理費等の算入率を 0.45 から 0.50 へ改定します。
- ・低入札価格調査基準の範囲を 0.60～0.80 から 0.60～0.81 に改定します。

問い合わせ先

【測量・地質・設計について】

大臣官房技術調査課 課長補佐 高見 泰彦（内線 22333）

TEL：03-5253-8111（代表）、TEL：03-5253-8221（直通）

【補償コンサルタントについて】

不動産・建設経済局土地政策課公共用地室 用地企画官 黒田 良一（内線 30142）

TEL：03-5253-8111（代表）、TEL：03-5253-8270（直通）

低入札価格調査基準の改定

低入札価格調査基準の見直しについて

- 令和6年4月1日以降に入札公告を行う測量業務、地質調査業務、設計業務、補償コンサルタント(補償コン)業務を対象に、低入札価格調査基準の諸経費の算入率を0.48から0.50(補償コン業務は0.45から0.50)へ引き上げ
- 令和6年4月1日以降に入札公告を行う設計業務、補償コン業務を対象に、低入札価格調査基準の範囲の上限を80%から81%へ引き上げ

	現行	改定
測量	設定範囲：60%～82%	設定範囲：60%～82%
	<ul style="list-style-type: none"> 直接測量費 ×1.00 測量調査費 ×1.00 諸経費 ×0.48 	<ul style="list-style-type: none"> 直接測量費 ×1.00 測量調査費 ×1.00 諸経費 ×0.50
地質	設定範囲：2/3～85%	設定範囲：2/3～85%
	<ul style="list-style-type: none"> 直接調査費 ×1.00 間接調査費 ×0.90 解析等調査業務費 ×0.80 諸経費 ×0.48 	<ul style="list-style-type: none"> 直接調査費 ×1.00 間接調査費 ×0.90 解析等調査業務費 ×0.80 諸経費 ×0.50
設計	設定範囲：60%～80%	設定範囲：60%～ 81%
	<ul style="list-style-type: none"> 直接人件費 ×1.00 直接経費 ×1.00 その他原価 ×0.90 一般管理費等 ×0.48 	<ul style="list-style-type: none"> 直接人件費 ×1.00 直接経費 ×1.00 その他原価 ×0.90 一般管理費等 ×0.50
補償コン	設定範囲：60%～80%	設定範囲：60%～ 81%
	<ul style="list-style-type: none"> 直接人件費 ×1.00 直接経費 ×1.00 その他原価 ×0.90 一般管理費等 ×0.45 	<ul style="list-style-type: none"> 直接人件費 ×1.00 直接経費 ×1.00 その他原価 ×0.90 一般管理費等 ×0.50